

公益財団法人東京都スポーツ協会
スポーツ事業の会計処理に関するコンプライアンス通報窓口設置要綱

(目的)

第1 スポーツ事業における補助金等の処理方法について、一層の適正化及び健全性を確保するため、不適正な会計処理に関する通報を受け付ける「スポーツ事業の会計処理に関するコンプライアンス通報窓口（以下「通報窓口」という。）」を公益財団法人東京都スポーツ協会に設置する。

(定義)

第2 この要綱におけるスポーツ事業とは、東京都スポーツ協会が東京都と締結した協定に基づき実施する次の事業及び、東京都スポーツ協会が東京都の補助要項等に基づき実施する事業をいう。

- (1) ジュニア育成地域推進事業
- (2) シニアスポーツ振興事業
- (3) 競技力向上事業
- (4) その他、東京都スポーツ協会が東京都の補助金等を交付している事業

(体制)

第3 通報窓口は、東京都スポーツ協会事業部スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）に設置する。

(通報窓口の利用対象者)

第4 通報窓口を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東京都スポーツ協会から補助金等を受けている東京都スポーツ協会加盟団体等及びその関係者等（団体と一定の関係を有する者等をいう。）
- (2) 第2に掲げる事業の参加者及びその保護者等

(通報内容の範囲)

第5 通報窓口は 第2に掲げる事業に関して、以下に関する通報に対応する。

ただし、東京都スポーツ協会の業務や職員の対応についての要望等は通報の対象外とする。また、個人への誹謗中傷等も通報の対象外とする。

- (1) 補助金及び分担金の執行に関すること。
- (2) 会計処理に関すること。

(通報窓口の利用方法)

第6 通報をする者（以下「通報者」という。）は、「通報受付様式」により電子メールで行うものとする。

- 2 通報先メールアドレスは、tsuuhou@tokyo-sports.or.jp とする。

(通報への対応手順)

- 第7 通報を受けた場合、スポーツ振興課は、速やかに通報内容を確認するとともに、通報者の秘密は保持されること、個人情報保護されること及び通報者に対する不利益な取扱いのないことを通報者に対して説明する。なお、原則、実名での通報とし、希望する場合は、匿名での通報を受け付ける。
- 2 スポーツ振興課は通報内容を東京都スポーツ協会事業部長（以下「事業部長」という。）に報告する。
 - 3 事業部長が通報内容について調査や措置が必要と認めた場合、通報内容を東京都スポーツ協会専務理事兼事務局長（以下「専務理事」という。）に報告する。
 - 4 専務理事は報告を受けた通報内容について、当該事業の東京都スポーツ協会担当所管課に対し、調査や措置を指示する。
 - 5 東京都スポーツ協会担当所管課は、東京都スポーツ協会顧問弁護士、東京都、関係団体等と連携し、当該行為があったと認められる相当な根拠をできる限り収集するなど事実調査を行う。
 - 6 通報者の連絡先を確保できないこと等により、本要綱に定める通報業務の遂行に障害をきたす場合は、当該相談に対応することを要しないものとする。

(情報保護)

- 第8 東京都スポーツ協会及び本要綱に定める業務に携わる者は、通報窓口寄せられた通報に係る内容（通報者や行為者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。

(結果の開示)

- 第9 東京都スポーツ協会は、通報内容についての措置を講じた場合、通報者の開示請求に応じて、結果のみを開示する。
- 2 前項に定める者以外からの開示請求に対しては、正当な理由がある場合を除き、その内容を開示しない。

(その他)

- 第10 通報窓口の運用、その他この要綱の実施に関し必要な事項は、事業部長が別に定める。

附 則 (施行期日)

- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
令和6年4月1日改正。